## 国土交通省 告示第408・409・410・750号対応商品

製品名称 「M. シェードⅡ」 両側支持 一般地域型

サイズ:W49DY63-DF63 H26(柱標準位置) 耐積雪量20cm【比重0.3】

技術基準確認一覧表

## 【目次】

告示の条項 告示410号及び第750号

技術基準項目 (1) 適用範囲

- (2) 材料
- (3) 圧縮材の有効細長比
- (4) 柱の柱脚
- (5) 接合
- (6) 斜材・壁の配置
- (7) 柱の防火被覆
- (8) 防食措置
- (9) 耐久性の関係規定
- (10) 保有水平耐力計算の除外規定

告示の条項 告示409号

技術基準項目 (11) 許容応力度

- (12) 材料強度
- (13) 許容応力度等の基準強度

三協立山株式会社 三協アルミ社

## 技術基準確認一覧表

「M. シェードII」 両側支持 一般地域型 サイズ: W49DY63-DF63 H26 (柱標準位置)

適合可否判定において 〇:告示の条項に該当し、問題なし -:告示の条項には該当しない

告示の条項		技術基準項目	適合可否 判定	製品仕様および解説
告示第410号	(1) 適用範囲			
及び第750号	1	延べ面積は、200㎡以下か。	0	「M. シェードII 」 MSD-4963-DF63 の延べ面積は 30.63 m <sup>2</sup> です。
	又は①	建築物の一部に設けた軽微な架構か。 (30㎡以下か)	_	
	(2)	建築基準法施行令第八十二条各号及び	_	
		第八十二条の四に定めるところによる構造		
		計算によって安全性が確かめられた構造		
		方法で、かつ、次のイからへまでの項目に		
		該当するものか。		
		「地階を除く3階以下のものか。	_	
	-	高さ13m以下、かつ、軒の高さ9m以下か。	_	
		・柱間隔が6m以下か。	_	
		延べ面積が500㎡以内か。	_	
		・地震力について、標準せん断力係数を0.3	_	
		以上として、構造計算にて安全性が確か		
		められるものか。		
	^	水平力を負担する筋かいの軸部が降伏	_	
		する場合において、筋かいの端部及び		
		接合部が破断しないことを確かめられる		
		ものか。		
	3	許容応力度計算又はこれと同等以上に安	_	
		全性が確かめられた構造方法で、かつ、		
		次のイ~へまでに該当するものか。		
		「高さ31m以下であるか。	_	
		1 地上部分の塔状比が4以下であるか。	_	
	- 1	剛性率、偏心率の規定を満たしているか。	_	
	-	筋交いのβの応力割り増し、筋交い端部	_	
		の破断防止の規定を満たしているか。		
		<ul><li>柱及びはりの区分に応じた幅厚比を満たし</li></ul>	_	
		ているか。		
	^	、構造耐力上主要な部分が座屈、破断等に	_	
		よって、構造耐力上支障のある急激な耐力		
		の低下を生ずるおそれがないか。		
	(2) 材料			
	1	構造耐力上主要な部分の材料は、	0	主要構造材の最低肉厚は、1.0mm以上を確保しており、
		1. Omm以上か。		告示規定範囲内の基準に適合しています。
				柱の肉厚: 1.8 mm
				梁の肉厚: 2.0 mm
	(3) 圧縮材の	)有効細長比		
	1	柱は、140以下か。	0	規定数値以下であり、告示規定範囲に適合しています。
	2	柱以外は、180以下か。	_	柱: 96.6
	(4) 柱の柱版	1		
	1	露出形式柱脚に適合しているか。	_	
	2	根巻き形式柱脚に適合しているか。	_	
	3	埋込み式柱脚に適合しているか。	0	以下の通り適合しています。
		又は構造計算による安全性の確認か。		
	1	(柱の埋め込み深さが柱幅の2倍以上か。	0	埋込み深さ: 500 ~ 702 mm
				柱幅: 165 mm×2= 330 mm
				となっており柱幅の2倍以上を確保しています。
	-	側柱又は隅柱は補強筋により補強されて	_	独立基礎であり、該当しません。
		いるか。		
	1	コンクリートのかぶり厚さは柱幅以上か。	0	かぶり厚さ
				317.5 mm ≧ 柱幅 165 mm
				192.5 mm ≧ 柱幅 165 mm(土間コン併用の場合)

告示の条項		Į	技術基準項目	適合可否	製品仕様および解説
				判定	
	(5)	接合			
		1	高力ボルト又はリベット接合か。	_	
		スは①	溶接、摩擦圧接及び、摩擦撹拌による	_	
			接合で、加熱の影響を評価した構造計算を		
			行っているか。		
		2	軒高:9.0m以下・柱間隔:6.0m以下で、	_	
			ボルト又はタッピンネジによる接合か。		
		2-1	応力の伝達方法	_	
			ボルトの接合規定に適合するか。		
		2-2	応力の伝達方法	_	
			溶接の接合規定に適合するか。		
		2-3	応力の伝達方法	_	
			タッピンネジの接合規定に適合するか。		
		2-4	応力の伝達方法	_	
			ドリリングネジの接合規定に適合するか。		
		3	実況に応じた一方向又は繰返し実験に	0	実大試験(JIS-A-6604で規定する「金属製簡易車庫用構
			よる安全確認した構造方法か。		成材」に準じた試験方法)にて安全確認を実施しています。
<b> </b>					(前2項の適用除外)
	(6)	斜材·壁σ	— I		
		1	全方向の水平力に対して釣合い良く配置	0	屋根版(屋根ユニット)を間口、奥行き方向に
			しているか。		均等に釣合いよく配置しています。
					[参考] カーポート等の軽微な構造とする場合には、風に
					よる吹上等に配慮して設計されていれば、地震に
					対して十分な安全性が確保されることとなり、片持
					ち柱による支持形式又は両側支持形式でも、多く
					の場合問題ないと考えられる。(「アルミニウム合
·	( <b>-</b> )	++ 0 11-1-1	<u></u>		金造技術基準解説及び設計・計算例」を引用)
	(7)	柱の防火	I "		1 陛 云左 [] 鼓 坐 [   古 井 /
		1	地階を除く3階以上の建築物の場合	_	1階であり該当しません。
	(0)	防食措置	令 第70条に適合しているか。		
	(8)	刃艮括直 1	- 異種材料との接触腐食対策を講じて	0	接合金物等はJIS-A-6604「金属製簡易車庫用構成材」
		1	乗性材料との接触腐良対策を講しているか。		接合金物等はJIS-A-00041金属製間易単単用構成材」 で規定する、接触腐食を起こさない材料又は表面処理を
			יינע <i>סיי</i> ט סינעסייט סינע		で規定する、接触腐長を起こさない材料又は衣面処理を 施した材料を採用しております。
	(0)	耐久性の	l 関係相定		心しに物料で採用してのツまり。
	(9)	耐久性の	関係規定    前項:7)~8)に適合しているか。	0	7)項は該当しません。
		'	別・欠・/ / ごり// 三型 ロしているが。		7)頃は該ヨしません。 8)項は適合しているため問題ありません。
	(10)	(保有水平	L 耐力計算の除外規定		O/実は廻口しているにはI回起の7ません。
	(10)	水有小干	刷刀計算の味外規定 保有水平耐力計算によって安全性を確か	_	保有水平耐力計算を行っていないため、該当しません。
		'	める場合に、以下の項目を除外できる。		
			前項(1) 適用範囲		
			<u> </u>		
			前項(4) 柱の柱脚		
			前項(6) 斜材、壁の配置		
告示第409号	(11)	許容応力			本製品に採用しているアルミニウム合金は、告示第408号
13.33,100.9	/	1	  表中の数値に適合しているか。	0	に規定する、JIS-H-4100(押出し形材)であり、アルミニウム
]	(12)	- 材料強度			合金材の種類及び質別ではA6063S-T5、T6により設計
	/		表中の数値に適合しているか。	0	されています。
	(13)		度等の基準強度		また、接合方法は告示410号で定めるボルト接合を採用し
		1	表中の数値に適合しているか。	0	ており、溶接軟化域の耐力低減には該当いたしません。